



# 柏崎民報

18年5月14日

〒945010-811  
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号  
TEL (0257) 111-1997 (代)  
FAX (0257) 231-1930

## 憲法を考える

### 自衛隊を憲法9条に明記しても

#### 何も変わらないのか

弁護士 味岡申宰



5月3日は憲法記念日でした。

「憲法を考える」ということで、毎月の無料法律相談でお世話をなつておられる中央法律事務所が発

行する冊子「しなの川」より『味

岡弁護士』の記事を紹介します。

憲法改正の国民投票の費用に約800億円

かかりますが、何も変わらないのであればそれだけ多額の費用をかけて憲法改正する必要がありません。安倍総理は、自衛隊を日向の存在にするため明記が必要というようなことを言っていますが、自衛隊を海外で何の制約もなく活動できるようになりたいというのが本音です。

これまで憲法に自衛隊について定めた条文がないことから、自衛隊は憲法9条の平和主義に違反する、自衛隊の活動は日本の自衛のための必要最小限の活動に限られるべきである、他国の軍隊が攻撃された場合でも日本が攻撃されたとみなしこの軍隊と一緒に軍事力の行使が可能であるとする安保法制は憲法に違反する、などと自衛隊に対する立憲主義的歯止めが可能でした。

しかし、自衛隊を9条に明記することにより、

自衛隊の活動に対する歯止めが無くなり、国防の名のもとに国民の人権の制約が容易に行われるようになります。戦争に反対するのは非国民とのレッテルを貼られ、市民やマスコミの言論

統制、学問研究や宗教活動が抑制される社会になってしまいます。徴兵制が可能となり、運輸、

土木、軍需産業、ロボット技術、I C関係、医療関係等の分野での徴用も可能となるでしょう。自衛隊明記に反対するのか認めめるのかは、平和な社会を存続させるのか、人権が保障されない戦争という暗い社会に突入していくのか、といふことが問われているのです。

## あつたか役員会開く 「6月のあつまりは〇〇わんわんお店で」



料飲支部は、9日に定例のランチ付き役員会（役員以外の会員の参加も可能）を開催。「」という厳しい時こそ、仲間どうしの助け合い」という

ことで、昼食時間も営業を始めた役員さんのお店で、6月の集まりを開くことを決めました。

## 県内の民商では

### 税務調査が始まっています

4月に入つてから県内の民商では、税務調査が始まっています。正当な調査理由が無い場合や事前通知が1つでも欠ける場合、適正手続を欠いた違法調査となります（ウラ面参照）。

5月のパソコン会計教室は21日

パソコン会計教室は、21日（月曜）の午後7時から、ワープラザ柏崎で開催。

